




発表項目 (行事名)	10月は「食品ロス削減月間」です		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>今年5月に成立し、10月に施行される「食品ロス削減推進法」において、国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、国では、毎年10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」として決めました。</p> <p>道では、食品ロスの削減に向け、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに「どさんこ愛食食べきり運動」を進めているところですが、食品ロスの約半分は家庭から出ていることから、家庭でできる食品ロス削減の取組などについて、各種広報媒体の活用や民間事業者等と連携した普及啓発を進めるなど、道民の食品ロスへの関心が一層高まるよう取組を進めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><主な取組></p> <p>1 家庭でできる食品ロス削減の取組などについて、ホームページやSNSなどの広報媒体を活用した普及啓発を進めるほか、市町村、企業・団体、大学などと連携し、庁舎、店舗等でのポスター掲示、店内放送、工場見学者へのパンフレット配布など様々な方法により 道民への普及啓発を進めます。</p> <p style="text-align: center;">～家庭の食品ロスを減らすために～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>【家庭5箇条】</p> <p>(1) 買いすぎない ★お出かけ前に冷蔵庫確認</p> <p>(2) 作りすぎない ★残ったらリメイク・冷凍保存</p> <p>(3) むきすぎない ★野菜の茎や皮も有効活用</p> <p>(4) 捨てすぎない ★賞味期限を正しく理解</p> <p>(5) 「もったいない」「ありがとう」を大切に</p> </div>  <p>2 食品ロス削減月間に合わせ、セミナー（帯広、旭川）、パネル展（稚内、札幌）を開催します。</p> <p>★食品ロスに関する情報はこちらをご覧ください。 「どさんこ愛食食べきり運動」 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/advance/leftover.htm</p>		
参考	添付資料：「10月は食品ロス削減月間です!」、「食品ロスの削減の推進に関する法律の概要」		
報道(取材)に当たってのお願い	「食品ロス削減月間」を機会に、道民の皆様が食品ロスへの関心を高めていただくため、積極的な情報提供をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク		
担当(連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課(担当者:堀田、千葉) TEL 011-231-4111(内線 27-666) 011-204-5427(ダイヤルイン)		

食品ロス削減月間（10月）の道の主な取組

1 道独自の主な取組

- 道の広報媒体による食品ロス削減月間の周知
 - ・ 「広報ほっかいどう」、大型街頭ビジョン、ホームページ、ブログ、フェイスブックなどを活用し、食品ロス削減月間を周知
- セミナー、パネル展の開催
 - ・ 食品ロスに関するセミナーやパネル展を道内4カ所で開催

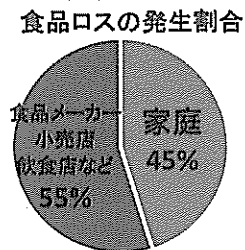
2 民間事業者等と連携した主な取組

- 株式会社イトーヨーカ堂（アリオ札幌）
 - ・ 1階ハーベストでパネルの掲示、パンフレットの配置
- 株式会社セコマ
 - ・ 全道のセコマにおいて店内放送で食品ロス削減月間をPR
- 雪印メグミルク株式会社
 - ・ 「酪農と乳の歴史館」で見学者向けにポスター掲示やパンフレットを配付
- 生活協同組合コープさっぽろ
 - ・ 全店舗（108店）で啓発ポスターを掲示
- 株式会社三省堂書店
 - ・ 札幌店でポスター掲示及びパンフレット配置
- 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
 - ・ 工場見学者向けにポスターを掲示
- 株式会社らむれす（三角山放送局）
 - ・ 同社の番組内で食品ロス削減月間について情報提供
- 株式会社サッポロドラッグストアー
 - ・ 同社のフリーペーパーで食品ロス削減月間を周知
- 学校法人酪農学園
 - ・ 大学校内で啓発ポスター等を掲示

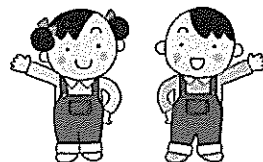
10月は食品ロス削減月間です！

日本の食品ロスは年間643万トン！

- ◆ これは日本人全員が毎日、お茶碗約1杯分のご飯を捨てていることになります。
- ◆ このうちの半分近くは家庭から出ています。



10月30日は「食品ロス削減の日」だよ！



めぐみちゃん 大地くん
(食品ロス削減啓発キャラクター)

家庭から出る食品ロスの原因

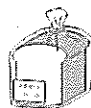
1 食べ残し

食卓にのぼった食品のうち、食べられずに捨てられたもの



2 直接廃棄

消費期限や賞味期限切れなどで、手つかずのまま捨てられたもの



3 過剰除去

厚くむき過ぎた野菜の皮など、食べられる部分まで捨てられたもの



今日から実践しましょう！家庭でできる食品ロス削減

【家庭5箇条】

- 1 買いすぎない ★ お出かけ前に冷蔵庫確認
- 2 作りすぎない ★ 残ったらリメイク・冷凍保存
- 3 むきすぎない ★ 野菜の茎や皮も有効活用
- 4 捨てすぎない ★ 賞味期限を正しく理解
- 5 「もったいない」「ありがとう」を大切に



問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

電話011-204-5427
電話011-204-5196

北海道は食品ロス削減のため「どさんこ愛食食べきり運動」を推進しています！

詳しくはこちら →

どさんこ 食べきり

検索



食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
 - ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- ➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日